

奨学金返還支援制度について

小清水町では、本町住民の子弟であって、高等学校以上に在学等し、学費の支弁が困難な方に奨学金の貸付を行っており、要件を満たした場合には返還を免除します。

◆貸付対象者

- (1) 本町住民の子弟であって、高等学校以上に就学、留学または在学する方
- (2) 学資の支弁が困難な方

◆貸付限度額

- (1) 高等学校 月額10,000円
- (2) 大学以上（高専、短大、専修学校含む） 月額40,000円
- (3) 留学 月額50,000円

◆貸付申請受付期間

令和4年3月1日～4月30日（土日祝日を除きます）

◆返還免除の要件

次の条件をすべて満たす方

- (1) 小清水町の奨学金の貸付を受けた奨学生
- (2) 小清水町に居住の方
- (3) 医療、福祉、介護、保育、幼児教育の有資格者として町内の特定施設での業務に従事された方
- (4) 町税等に滞納がない方

◆免除期間

従事期間に応じて奨学金の償還金額を半額に減額します。

◆ホームページ

<http://www.town.koshimizu.hokkaido.jp/education/detail/00000543.html>

お問い合わせ先

小清水町役場 生涯学習課学校教育係

電話：0152-62-2310 FAX：0152-62-4198

E-mail：k-gakukyomgr@town.koshimizu.hokkaido.jp

小清水町について

小清水町は、北海道の東北部、オホーツク海に面したオホーツク管内斜里郡にあり、郡内の西部に位置し、畑作と酪農を中心とした人口約4,600人の町です。本町北部のオホーツク海沿岸部には原生花園が広がり、南は屈斜路湖を要する藻琴山などの山岳地域を形成し、様々な自然環境の顔をもつまちです。

